

秦野市公共施設白書

— 持続可能な行政サービスとするために —

〔本 編〕



平成21年(2009年)10月

秦 野 市

はじめに

公共施設は、必要な事務手続を行う場として、また、交流の場、学習の場、生活の場など、それぞれの設置目的に沿って多くの市民の皆さまが利用する拠点であり、市民全体の貴重な財産です。

本市では、昭和40年代からの急激な人口増加を背景に拡大する行政需要のもと、社会的要請や市民ニーズに対応するために、昭和50年代には、小中学校や公民館等の多くの公共施設を整備してきました。また、その後も少子高齢社会の進展や多様なニーズに対応するための施設整備も進めてきました。

しかし、多くの施設が建築してから30年以上を経過して施設の老朽化が進み、さらに、10年から20年後には、大規模な改修や改築などが集中する時期を迎えることとなりますが、古くなりつつある施設をどのように維持保全し、あるいは建替えていくかという取り組みは、21世紀の市政運営にとって極めて大きな課題であると受け止めています。

一方では、少子高齢化が進む影響から将来にわたって税収の減少が想定される中で、高齢者や障害者、子どもたちに必要な支出は増加が見込まれています。このため、公共施設の保全や整備に予算を潤沢に振り向けることは困難な状況となることは明らかであり、真に必要な施設サービスの提供を持続可能なものとしていくためには、施設の総量を抑制していくことは避けて通れない状況にあります。

そこで、本市の公共施設の管理運営状況や提供するサービスの効果、さらに将来的な施設ニーズを整理した中で、今まで積極的に公開される機会の少なかった管理運営コストに関する情報も含め、現状や課題を多くの方に知っていただくために「秦野市公共施設白書 -持続可能な行政サービスとするために-」を作成しました。

この白書を基礎資料としながら、柔軟性を持った施設の多目的な活用、一つ一つの施設を長く大切に使う施設の長寿命化、民間活力を利用した運営方策などを盛り込んだ、適正な施設配置と効率的な管理運営の実現に向けた具体的な計画の策定を進めてまいります。

今後も市民ニーズの多様化に的確に対応し、さらに一層多くの市民の方々に利用いただける公共施設となるよう、市民の皆さまとともに考えていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成21年10月

秦野市長 古谷 義幸

目 次

第 1 章	公共施設白書について	1
1	公共施設白書の位置付け	3
2	白書で取り上げる公共施設等	3
3	公共施設再配置計画(仮称)の策定	5
第 2 章	秦野市の概要	9
1	位置・面積	11
2	気候	13
3	地形・地質・水系	14
4	沿革	16
5	人口	18
6	財政(平成20年度決算状況等)	23
7	財産	30
8	職員数	32
第 3 章	公共施設の現状と課題	35
第 1 節	公共施設の現状	37
1	施設の数と面積	37
2	建物の築年数	40
3	管理運営経費	42
4	土地等を借り上げている施設	54
5	地区別の公共施設の配置	56
第 2 節	公共施設の持つ課題	68
1	維持管理費用の負担増	68
2	施設の老朽化	68
3	施設機能の重複	71
4	配置の偏在	75
5	適切な利用と受益者負担	78
6	計画的な維持補修とコスト削減のための工夫	80
7	一元的な管理運営	81

第4章 施設別の現状と課題	83
第1節 学校教育施設	
第1款 施設全般の現状と課題等	86
第2款 義務教育施設	86
第3款 その他の施設	88
第2節 生涯学習施設	
第1款 施設全般の現状と課題等	91
第2款 公民館等	91
第3款 青少年用施設	97
第4款 文化・芸術施設	101
第5款 スポーツ・健康施設	105
第3節 庁舎等	
第1款 本庁舎等	112
第2款 消防庁舎等	114
第3款 その他の施設	116
第4節 福祉施設	
第1款 保育・子育て支援施設	120
第2款 高齢者用施設	124
第3款 その他の施設	127
第5節 観光・産業振興施設	132
第6節 公営住宅	136
第7節 公園・緑地等	137
第8節 上下水道施設	140
第9節 低未利用地	143
第5章 公共施設を取り巻く状況と再配置の必要性	145
1 人口減少・少子高齢化への対応	147
2 厳しい財政状況への対応	147
3 新たなニーズへの対応	147
4 規制緩和等を活用した施設づくりの推進	148
5 利用機会の平等性と利用負担の公平性の確保	148
6 地域住民等との協働・連携	148

第6章 公共施設再配置の視点	149
視点1 将来を見据えた施設配置	152
視点2 公共施設の多機能化と統廃合	153
視点3 効率的・効果的な管理運営	154
視点4 施設の長寿命化と計画的な施設整備	155
視点5 低・未利用地の有効活用	156
附属資料 アンケート調査結果	157
1 公共施設利用者アンケート調査結果	159
2 インターネットによる公共施設に関するアンケート調査結果	170

本書の作成に当たり用いたデータは、「平成20年度公共施設概要調査」の結果に加え、各年度の「統計はだの」（秦野市発行）、「歳入歳出決算書及び決算附属資料」（秦野市発行）、「主要な施策の成果と報告書」（秦野市発行）、「県勢要覧」（神奈川県発行）及び「平成18年度地方教育費調査」（文部科学省実施）の結果並びに各施設の管理所管課から提供を受けた資料等から転用したものです。

なお、本書で用いている「管理運営費」とは、公共施設の維持や管理に要する経費だけでなく、その公共施設が設置目的にしたがって存在し、運営していくうえでの必要な経費の総額を現したものであり、「平成20年度公共施設概要調査」の結果による平成19年度の実績値です。

したがって、管理運営に関わる正規職員の労力等に基づき、平均賃金により算定した人件費を加算していることなどから、各施設の事業費の決算額とは異なります。



第 1 章 公共施設白書について



第1章 公共施設白書について

1 公共施設白書の位置付け

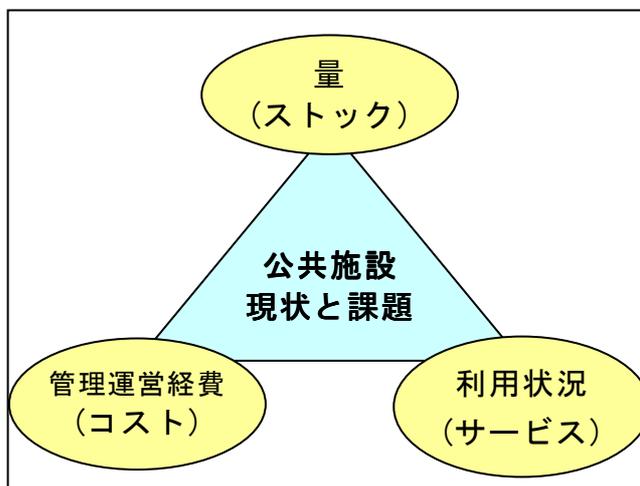
この白書は、本市の公共施設の現状を「量(ストック)」、「管理運営経費(コスト)」、「利用状況(サービス)」の三つの視点からとらえ、それらの調査・分析結果や評価とともに、管理運営面における課題を明らかにしたものです。

また、この白書の特徴の一つに、今まで詳細が公開される機会の少なかった公共施設のコストに関する情報等を積極的に公開し、施設所管部局の枠を超えて横断的な比較を行えるようにしたことが挙げられます。

公共施設は、市民が利用するために、市民や議会の意見を聞きながら行政が整備し、管理運営を行っているものですが、税や使用料の負担、管理運営への協力や参画など、施設を支えているのもまた市民です。

コスト情報を積極的に公開する第一の理由は、少子高齢化社会を迎えている中で、公共施設で提供するサービスのうち真に必要となるサービスを、将来にわたり持続可能なものとしていくためには、公共施設を利用し、また支えている多くの市民が行政とともに、公共施設の将来のあるべき姿を考えていく必要があると考えたからです。

この白書は、そのための足がかりになることを期待するとともに、平成22年度を目標に策定作業を進めていく、「公共施設再配置計画(仮称)」の検討過程における基礎資料として位置付け、活用していくことを考えています。



2 白書で取り上げる公共施設等

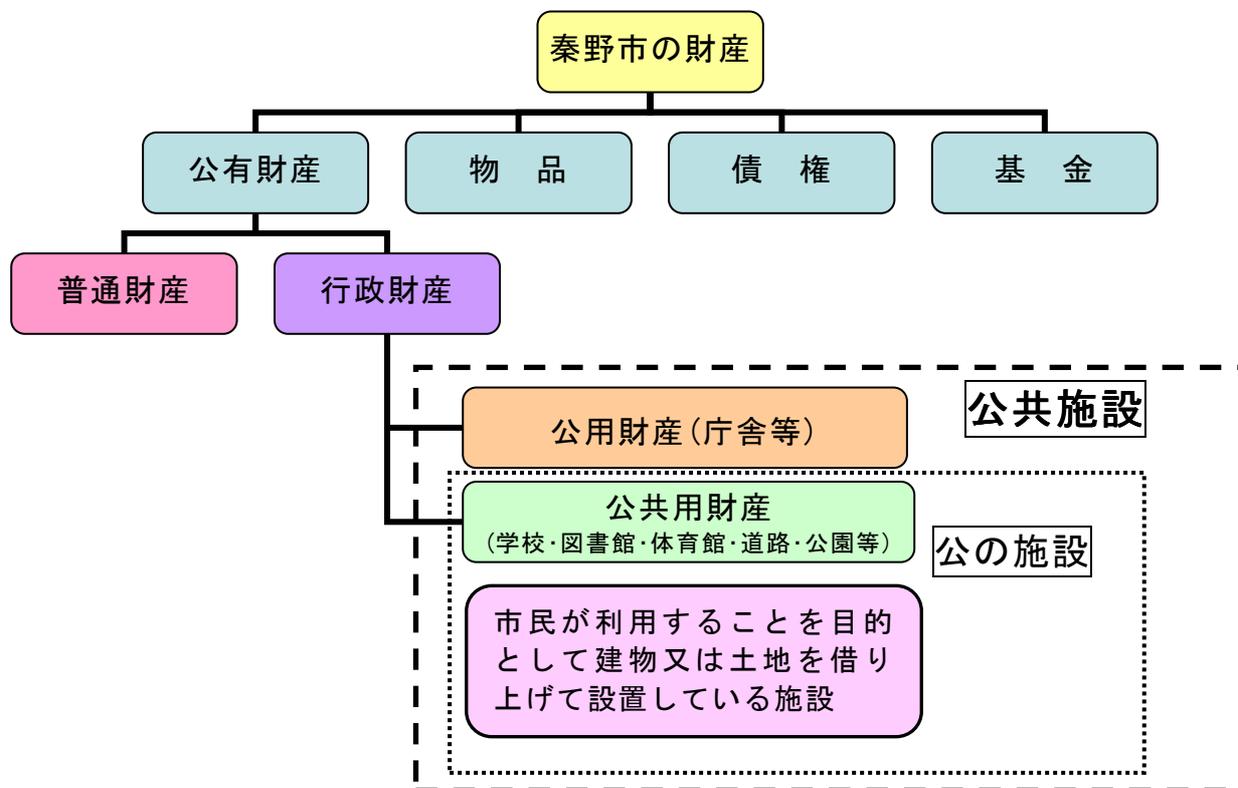
地方自治体が所有し、管理する財産は、地方自治法に基づき、次図のように分類されます。

また、「公有財産」とは、本市が所有していることを前提にしたものですが、本市が管理・運営を行う施設の中には、私有の建物又は土地を借り上げて設置しているものもあります。

地方自治法上では、これらの施設も含めて、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設」を総称し、「公の施設」としてその管理・運営

に関して規程していますが、いわゆる「公共施設」とは、次図の点線内の財産のことをいいます。

【公共施設の法体系上の位置付け】

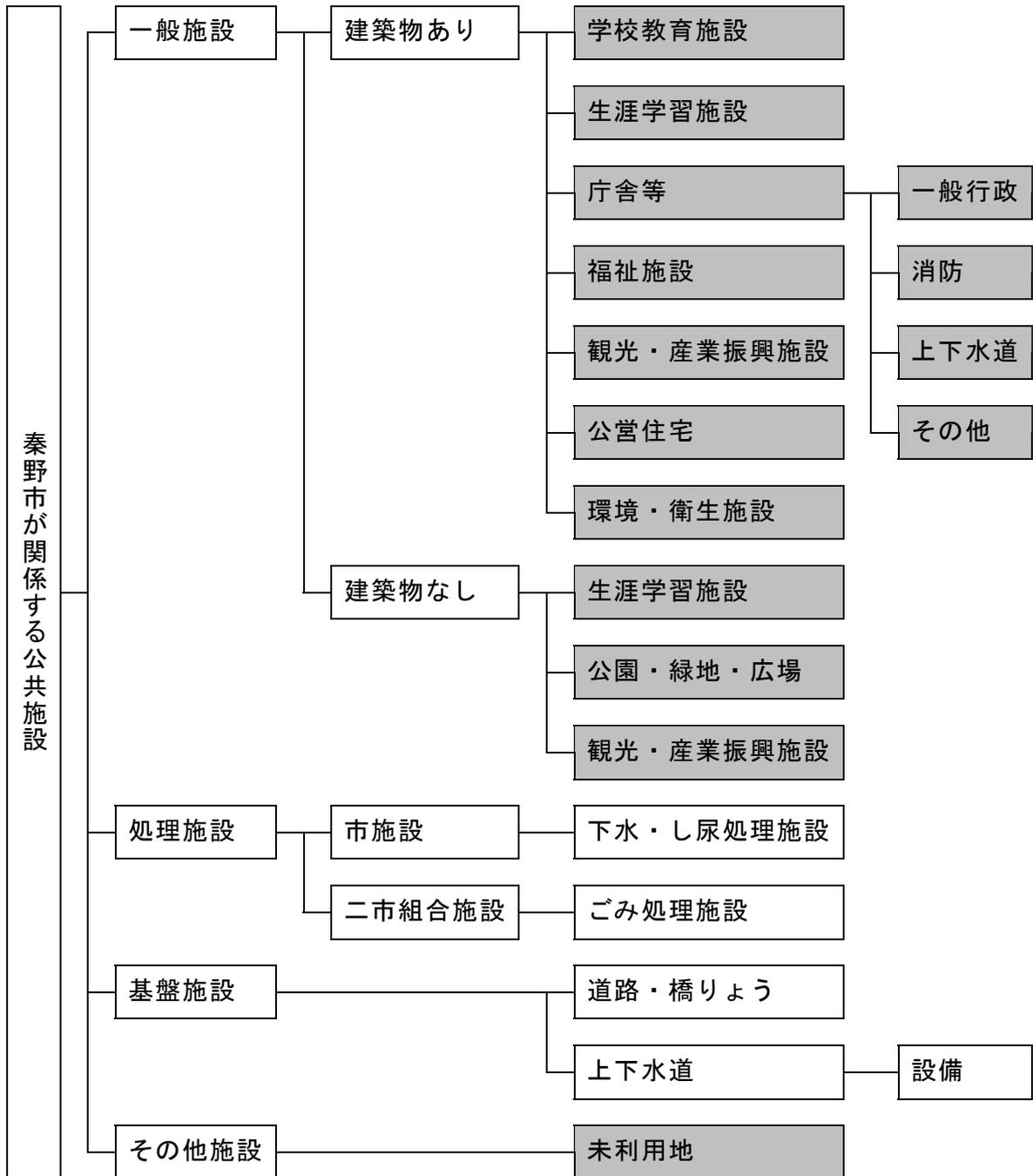


また、本市が関係する「公共施設」について、その態様と建築物の有無から分類すると、次図のとおりとなります。

「秦野市公共施設白書」は、この図の [] に表した市民の利用する教育関係施設や福祉施設、行政サービスを提供する市庁舎や消防署等の公共施設(平成20年4月1日現在457施設)を対象として作成したものであり、道路や橋りょう、上下水道の基盤施設、及びごみ収集所等の小規模な公共施設は、除いています。



【本市が関係する公共施設の分類】



なお、該当する公共施設のうち、本書で取り上げた「公共施設」の詳細な分類及び名称等については、次図に表すとおりです。



【白書で取り上げる公共施設】



3 公共施設再配置計画(仮称)の策定

(1) 計画内容と位置付け

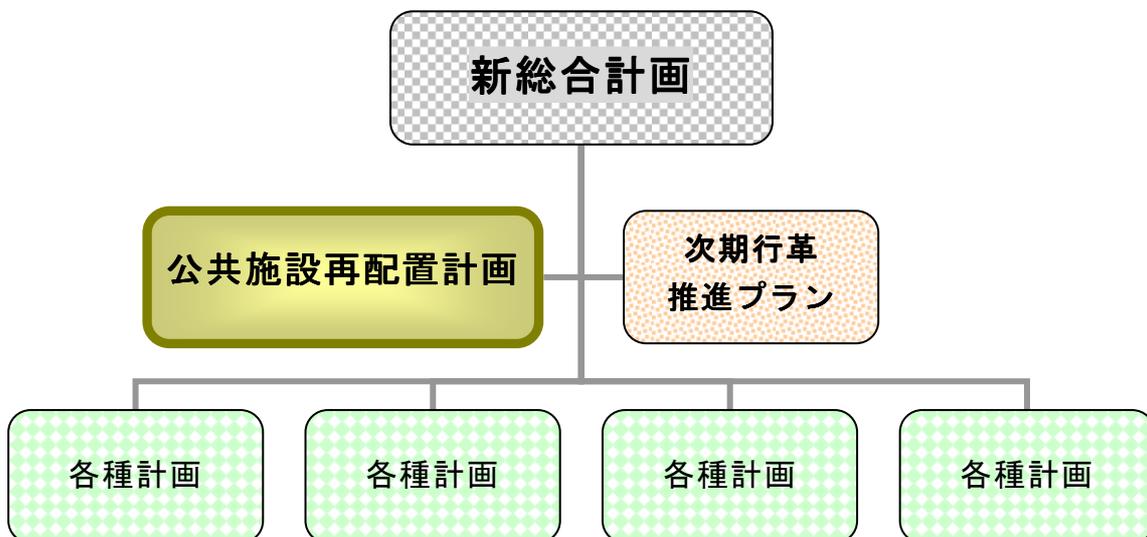
今後、計画策定に当たっての基本的な考え方や再配置の方向性を示す基本方針を策定していく予定です。この基本方針に基づき、本市の公共施設を将来にわたり持続可能な質と量へ転換することを目指して、適正な施設配置と効率的な管理運営の実現に向けた抜本的な見直しを行う「公共施設再配置計

画(仮称)」(以下「再配置計画」といいます。)を策定し、財政負担を軽減しながら市民ニーズに的確に対応した公共サービスの提供を図ります。

また、再配置計画の策定に当たっては、学識経験者等により構成する外部の組織及び庁内の検討組織を設置するとともに、施設利用者をはじめ幅広く市民の意見等を把握し、その反映に努めます。

なお、再配置計画は、施設所管部局等が定める他の施設の整備や運営などに関する計画等との整合を図り、次図のとおり、その上位計画として位置付けるものとします。

【再配置計画の位置付け】



(2) 計画の実行性の確保

再配置計画は、「施設総量の抑制」と「市民サービスの向上」の相反する二つの目的の実現を目指すものですが、公共施設を取り巻く既得権益や利害関係など多くの課題があります。

このため、再配置を進めるに当たって最も重要なことは、実行性の確保にあるといえます。そこで、この実行性を確保するため、再配置計画に基づき年次計画を示した実行プランを作成した上で、平成23年度を初年度に策定を予定する本市の最上位計画である「新総合計画」及び「次期行革推進プラン」の中に位置付けます。

なお、耐震化等に伴う緊急的な施設整備や早期の実施が必要な管理運営内容等の見直しについては、計画の完成を待つことなく、計画策定と並行して実施するものとします。

